

福沢 健 提出 学位申請論文

『古代の歌と歴史叙述』 審査要旨

論文の内容の要旨

福沢健提出の論文『古代の歌と歴史叙述』は、『日本書紀』や『万葉集』巻一・巻二を取り上げ、各文献の語る「歴史」とはどのようなかを明らかにし、編者の「意図」を分析したものである。「歴史叙述」とは、ある時点のある視点を持った記述者による「想起」によって、「歴史」を記述する行為であると論者は定義する。これを『日本書紀』や『万葉集』巻一・二に即して説明すると、以下のようによまとめられる。

(1) 『日本書紀』『万葉集』巻一・二には、これらの書物が編集された時代、すなわち、七世紀～八世紀はじめという「今」から「想起」された「歴史」が記されている。

(2) その「歴史」とは、「今」の価値観によって記述された「歴史叙述」によって、はじめて姿を現す。

(3) この「歴史」とは、編集された八世紀はじめの日本において「共同化」「構造化」が行われ、「今」の権力の正当性を保証している。

『日本書紀』『万葉集』巻一・二において、それぞれの「歴史」をそれぞれが「叙述」することによって、「今」における「歴史」の「共同化」「構造化」が行われる。「共同化」「構造化」とは、「古代国家」の起源を語る「歴史」が世間に流通・浸透して承認されることを言う。「共同化」「構造化」によって、「今」の「国家」の権威は保証されるのであると説く。

第一部『日本書紀』歌における「歴史叙述」では、推古紀一〇四歌と孝徳紀一一三・一一四歌、及び斉明紀一一八歌を中心として考察する。従来、これらを初期万葉以前と位置づけて、その表現に初期万葉歌につながる萌芽を見いださうとする論考が中心となっていたが、「歴史叙述」という視点からみることによって、新しい表現と見えるもの、特にその抒情性は散文の要請に応えるために、

生み出されたものであることを指摘する。推古紀の歌は、聖徳太子を理想の君主として描くことを意図し、孝徳紀・斉明紀の歌は、天智天皇の後の死と皇子の死への強い悲しみを表出することで、後継の皇子・皇女の正統性を保証する意図を持つと結論付ける。

第二部「『万葉集』巻二における歴史叙述」では、大津皇子歌群と有間皇子歌群を取り上げ、巻二の語る「歴史叙述」の意図を考察する。この二つの歌群が『万葉集』巻二の相聞部・挽歌部に置かれている理由は、二人の皇子の反乱伝承を配することによって、天智天皇・天武天皇の正統な後継者である草壁皇子とその皇子である文武天皇の正統性を語るという編集方針に基づくものと論ずる。従来、大津皇子歌群と有間皇子歌群は皇子の鎮魂という観点から扱われてきたが、『万葉集』巻二相聞・挽歌部は天智天皇・天武天皇の後継者は誰かという「歴史」を、歌の配列によって語っていると説く。

次に「歴史叙述」を分析するもう一つのキーワードとして「風流」を取り上げたのが第三部から第五部である。王及びその臣民は、国家という劇場におい

てそれぞれの役割を演技することを通して、支配・被支配の権力関係を再生産する（「劇場国家」という概念は、クリフォード・ギアツに拠る）。本論文が中心的に扱う初期万葉の時代（七世紀の日本）に現れた「古代国家」においても、この劇場性を指摘することができると見る。「風流」は、礼的秩序の都として建設された「都」と深い関係を有するとし、「劇場国家」の舞台「都」における「演技」の規範が「風流」であると説く。『万葉集』巻一・二の描く「風流」の「歴史」を辿ることによって、劇場としての「古代国家」がどのように描かれているかを論じている。

第三部「藤原京の「風流」」では、礼的秩序の「都」である「藤原京」の建設と「風流」について述べている。「藤原京」において活動する人々は、その空間にふさわしい演技のための規範が求められた。その規範としての「風流」について、「礼」をキーワードして考察する。「風流」には、「礼」を守ることを求めた儒教的「風流」と、「好色」であることを求めた道教的な「風流」とがある。第一章では、藤原京にふさわしい「風流」とは何かを問答する石川女郎・大伴田主贈報歌（『万葉集』

卷二・二二六～二二七）を取り上げ、藤原京が礼的秩序の空間として表象されていることを述べる。第二章、第三章では、礼的な空間である藤原京がどのように作られたかについて、「香具山」「神ながら」をキーワードとして考察する。

第四部「行幸空間における「風流」」は、「行幸」の空間における「風流」の「歴史」を、「好色」をキーワードとして考察する。斉明朝に特徴的に現れる「温泉行幸」に注目し、中皇命の宇智野遊獵歌二首（卷一・三～四）、額田王の熟田津歌（卷一・八）、中皇命の行幸歌（卷一・一〇～一二）を取り上げ、齊明天皇の行幸を考察し、「藤原京」建設以前の「行幸」では、「礼」を逸脱することによって権力を表象する「好色風流」が主流であったと説く。特に、八番歌については、左注に「御船西征」とあることから、齊明七年（六七二）の百濟出兵に際しての軍船進発の宣言であるという解釈が一般的であるが、左注を素直に読めば、八番歌は「温泉行幸」の歌であると読める。八番歌は行幸に参加する女たちを代表して男たちを船遊びに誘う歌であり、女たちの恋によって大王の権力を表象するものであると結論づける。一〇～一二番歌においても、幸福な旅の中で遊ぶ恋人たち

の姿が繰り返しうたわれていると説く。

第五部「平城京の「風流」」では、「平城京」という新しい「都」において、「風流」がどのように受け継がれたかを、「礼的秩序」「好色風流」をキーワードとして考察する。第五部で取り扱う対象は、『万葉集』巻一・二からは離れるが、巻一・二の「歴史」が到達するべき秩序の世界の表象としての「平城京」の姿を明らかにしたものである。

このように『万葉集』では、藤原京以前の行幸は好色風流の空間として描かれるのに対して、藤原京においては礼的秩序の空間として描かれている。それに続く平城京の風流は、礼的秩序の風流と好色風流とが混交して明確に分けることは難しいが、藤原京に引き続いて、礼的秩序の空間として表象されたものと考えられるとする。

以上のように本論文は歴史叙述の中に位置付けられた歌がそれぞれの文献においてどのような意図を持って記されたものであるのかを、『日本書紀』推古天皇・孝徳天皇・齊明天皇条記載の歌、及び『万葉集』巻一・巻二記載の歌と題詞・

左注の内容や歌の配列などから分析したものである。

論文審査の結果の要旨

福沢健氏の申請論文『古代の歌と歴史叙述』は、全五部二十四章から成る。福沢氏は歴史叙述とは、「ある時点のある視点を持った記述者による「想起」によって「歴史」を記述する行為である」と定義付ける。そして古代文学作品は、歴史事実が特定の視点によって再構成され、記憶の「共同化」「構造化」が行われ、権力の正統性を保証する意図を持って叙述がなされているものと捉える。本論文はそうした視点に基づいて「歌」による歴史叙述の方法について論じたものである。

第一部『日本書紀』における歴史叙述、第二部『万葉集』巻二における歴史叙述」は、歴史書である『日本書紀』、歌集である『万葉集』それぞれの歌が持つ歴史叙述としての意義について、聖徳太子や斉明天皇、大津皇子や有間皇子などの人物描写の方法と絡める形で論じられている。第三部、第五部では、「風

「流」をキーワードとして、古代国家がどのように歌表現の中で歴史化されているかを考察している。天皇の居住空間として、藤原京と平城京、そして天皇の行幸空間を取り上げ、それらが漢籍等の知を規範とする、若しくは基盤とする歌い手によっていかに表現されているかを、『万葉集』巻一・巻二の歌を中心に論じ、好色を求める「風流」と、礼的秩序を求める「風流」とが各天皇代の歌の中に見出せるとする。

『日本書紀』は歴史叙述の中に歌が組み込まれたものであり、『万葉集』は歌を中心としてその詠み手や作歌事情についての情報が記載されたものである。従って『日本書紀』に記された歌は歴史叙述の中で何らかの意図を持って記載されたものであると考えることが出来るが、従来は登場人物の心情描写に寄与するものとして位置付けられてきた。叙事の中に抒情が組み込まれることで、登場人物の内面が描かれるという捉え方である。一方で、歴史の中に歌を位置付けるのは、歌の歴史化であり、また歴史記述を実際に歌われた歌と併せ記すことで、その出来事に現実味を持たせる効果を持つとの指摘等もなされてきた。

しかし編纂者が為政者の側の正当性を主張するために歌の記載が求められたという見解は、これまで積極的に説かれることはあまり行われていない。福沢論文は、歌表現の分析と、散文部分の記事の分析を通して、積極的に歌を王権の正当性や皇統の正当性を保証するための表現であると説き、個の抒情の表出として捉えられてきた歌を、編纂者が意図をもって歴史叙述の中に位置付けたものとして捉える。一方の『万葉集』の方は、あくまでも巻一・巻二に限定的な考察ではあるが、そこに含まれた雑歌・相聞・挽歌を考察し、歌と題詞との関わりや、歌の配列を検討し、そこに歴史を叙述しようという意図を読み解くものである。散文を中心とする『日本書紀』とは異なり、歌を中心として歴史認識を示そうとする歌集として捉えるわけであり、これも歌が記載されることの意義を、従来とは異なる角度から捉えた論となっている。

例えば『日本書紀』斉明天皇条に見える、天智天皇皇子である建皇子への挽歌は、幼い孫を失った祖母斉明天皇の歎き悲しみが表出されたものであるが、それが『日本書紀』の中に記載されている意義は、建皇子を皇位継承の資格を

持つ存在として認め、その系譜に連なる持統天皇や草壁皇子、そして文武天皇の即位の正当性を保証するものであると説く。また、『万葉集』の大津皇子関連歌群については、後に謀反人として処刑される大津皇子を、皇位を継ぐには不適格な人物として位置付け、逆に天武天皇と持統天皇の皇子草壁を、即位に相応しい人物として描こうとの意図を持つと結論付ける。

その他、天皇行幸歌を、「風流」の視点から王権讚美に繋げて考えるなど、随所に論者独自の見解が提示されており、いずれも興味深い論となっている。氏の論証は、結論を見ればかなり大胆なものもあるが、その論証方法は、語句の解釈や用例分析を基本とするもので、極めてオーソドックスな方法による。従って、大きく破綻することが無い。

しかし、独自の論を展開する故にやむを得ないことではあるのだが、それらの結論は、編纂者の理念によって歌が記載されているという大きな前提から導き出されている面があり、角度を変えてみた場合、若しくは異なる前提を立てて見た場合に、結論自体も異なるものとなるという危うさをも含んでいる。草

壁皇子の皇位継承の正統性（実際には即位していないが）を、大津皇子との対比において表現しているという見方については、逆に大津皇子を主役として位置付け、草壁皇子を貶めるような構成になっていると取るとも可能であるし、研究史的にはそうした見方の方が優勢である。建皇子挽歌等に見られる抒情性は、歴史を叙述する中で効果的な方法として選び取られたものであるとするが、何故抒情性を持つ歌が効果的であるのか、今ひとつ明確ではない点があるし、またそれらの歌に含まれる抒情性は、本来の詠み手の心情として受け取ることにも可能である筈だが、その作歌動機を編者の側が歴史叙述に有効と見て利用したとするのか、若しくは編者自身が生み出した抒情性であると考えなのか、不明確な場合も見受けられる。舒明・斉明朝と持統朝の風流を、「好色風流」と「礼的秩序の風流」として捉え、巻一に見る舒明・斉明朝の温泉行幸歌は、女性の恋を歌うことで大王の権力を象徴するという見方もやや極論のように思える。

本論文ではそもそも歌が歌われた時点での意味を問うことはしていない。歌が『日本書紀』『万葉集』に取り込まれた段階の、編纂時の意図を問題としてお

り、編纂者が散文部分（『万葉集』の場合は題詞や左注）と歌とをどのように関連付け、何を主張してそれを歴史叙述として成り立たせているのかを問うている。それだけに、編纂の時期や過程、編纂方法が問題となってくるところであるので、本論文が主として対象とした部分、『日本書紀』であれば推古紀・孝徳紀・斉明紀、『万葉集』では巻一・巻二の編纂過程や成立の問題についても考察がなされなければならない。そのあたりがあまり論じられていない点も、問題を残すが、それは今後の課題ということになるろう。

以上のように、本論文は、論じ足りない部分もあり、また全体に独自性を持つが故に結論にやや飛躍が見られる部分を含み持つものではあるが、それは従来の研究を越えようとする強い意欲の現れでもあろう。本論文は、「歌と歴史叙述」という一貫した問題意識のもとに、綿密な調査に基づいて統一性をもって論じられたものであり、『日本書紀』及び『万葉集』の新たな研究の可能性を拓くものであると言える。よって本論文の提出者福沢健は、博士（文学）の学位を授与せられる資格があるものと認める。

令和元年十二月六日

主	副	副	副
査	査	査	査
國學院大學教授	國學院大學教授	國學院大學教授	國學院大學教授
谷	大	野	土
口	石	中	佐
雅	泰	哲	秀
博	夫	照	里
印	印	印	印

福沢 健 学力確認の結果の要旨

左記四名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士(文学)の学位を授与される学力があることを確認した。

令和元年十二月六日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	谷口雅博	印
副査	國學院大學教授	野中哲照	印
副査	國學院大學教授	大石泰夫	印
副査	國學院大學教授	土佐秀里	印